

高所作業車運転技能講習の開催のご案内

(大分労働局長登録番号 第14-9号)

標記技能講習を下記のとおり実施いたしますので、この機会に是非受講いただきたく、ご案内申し上げます。

記

1 日時・開催会場

回	講習日	時間	開催会場	受付時刻	申込締切日
1	2019年9月2日(月) 学科	8:40~19:20	佐伯市保健福祉総合センター(和楽) (佐伯市向島1丁目3番8号)	8:30~	8月19日 (月)
	~3日(火) 実技	8:10~17:00	大分県労働基準協会 (由布市挾間町三船415番地12)	7時50分 までに集合	

※ 遅刻、早退、一時外出等により法令に定められた講習時間を受講できない場合には、修了証の交付はできません。
遅刻した場合、受講をお断りすることがありますので、時間に余裕をもってお越しいただきますようお願いいたします。

※ 実技は、由布市挾間町の労働基準協会の会場で受講していただきます。

2 受講資格・受講料等(税込) 【消費税改正等により改定することがあります。】

種別	受講資格	受講料	テキスト代	合計
12Hコース	移動式クレーン運転士免許証所持者又は、小型移動式クレーン運転技能講習修了証所持者	36,720円	1,440円	38,160円
14Hコース	普通自動車運転免許証以上所持者またはフォークリフト・ショベルローダー等・車両系建設機械・不整地運搬車運転技能講習修了証所持者	37,800円	1,440円	39,240円

3 定員 10名(定員に達し次第締め切らせていただきます)

4 申込手続(電話予約後、お申込みください。)

申込先	〒 876-0815 佐伯市野岡1丁目4-19 広瀬ビル2階 (一社)大分県労働基準協会 佐伯支部 TEL:0972-22-5080 FAX:0972-22-5087
申込書	所定の受講申込書を佐伯支部までご送付ください。受講申込書は、大分県労働基準協会ホームページから取得できます。(http://www.oita-roukikyo.or.jp) また、支部にもございます。
写真	写真2枚をご準備ください。(サイズ3×2.4cm、上三分身、脱帽、無背景、色付きメガネ不可、6か月以内に撮影された鮮明な同一の写真。裏面に氏名を記入)
受講料 テキスト代	講習開始7日前までに、銀行振込によりお支払いください。(支部の窓口で現金払いもできます。) 大分銀行佐伯支店 普通 1490552 名義 (社)大分県労働基準協会佐伯支部
修了証	修了者には修了証を交付いたしますので、当日印鑑をご持参ください。
その他	2の受講資格の種別にある資格証等のコピーを受講申込書に添付してください。

5 その他

- ① 受講者が少人数の場合や天候等の事情により、講習を中止、延期、時間の変更等を行うことがあります。(気象状況等による変更の場合は、協会ホームページでも確認いただけます。)
- ② 当協会の技能講習修了証をお持ちの方は修了証を統合しますので、技能講習修了証をご持参ください。
- ③ 納入された受講料等は原則として払い戻しいたしませんので、ご了承ください。
- ④ 建設事業主に対する助成金(人材開発支援助成金)制度をご利用の方は、受講申込書の右下欄の助成金欄に○を記入してください。
- ⑤ 人数によっては、実技が9月4日(水)になることもあります。